

検討事項（２）調査の実施方法等の点検・見直し

資料 2

令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会
(第2回、令和8年5月28日)

○ 学校における在籍者数等の変化に応じた対応（対象学校種の取扱い等）

「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン」（平成30年9月検討のまとめ）（平成30年度以降の子供の学習費調査に関する研究会）（抜粋）

（新たな学校種の追加可能性）

研究会では、現行の調査対象8学校種に加え、近年創設されたものを含め新たな学校種（※）を本調査に追加する可能性について検討した。いずれの学校種も、公立・私立ともに現行調査学校種を上回る規模の学校数又は在籍者数を持つものはなく、現時点で調査対象に追加し得る学校種はないが、幼保連携型認定こども園が将来的に相当程度の在籍者数規模に達した場合、本調査における取扱いを検討することとする。

（※幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校(定時制)、高等学校（通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程）

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、（中略）幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※「子供の学習費調査」の対象学校種に係る変遷

平成 6年度 「子どもの学習費調査」を開始（※平成26年度以降は「子供の学習費調査」に名称変更）

当初の対象学校種は、以下のとおり。

公立・私立の幼稚園（4・5歳児）

公立の小学校

公立・私立の中学校

公立・私立の高等学校（全日制）

（※ 従前の「保護者が支出した教育費調査」の対象学校種に私立の中学校を追加したもの）

14年度 私立の幼稚園（3歳児）を追加

18年度 公立の幼稚園（3歳児）、私立の小学校を追加

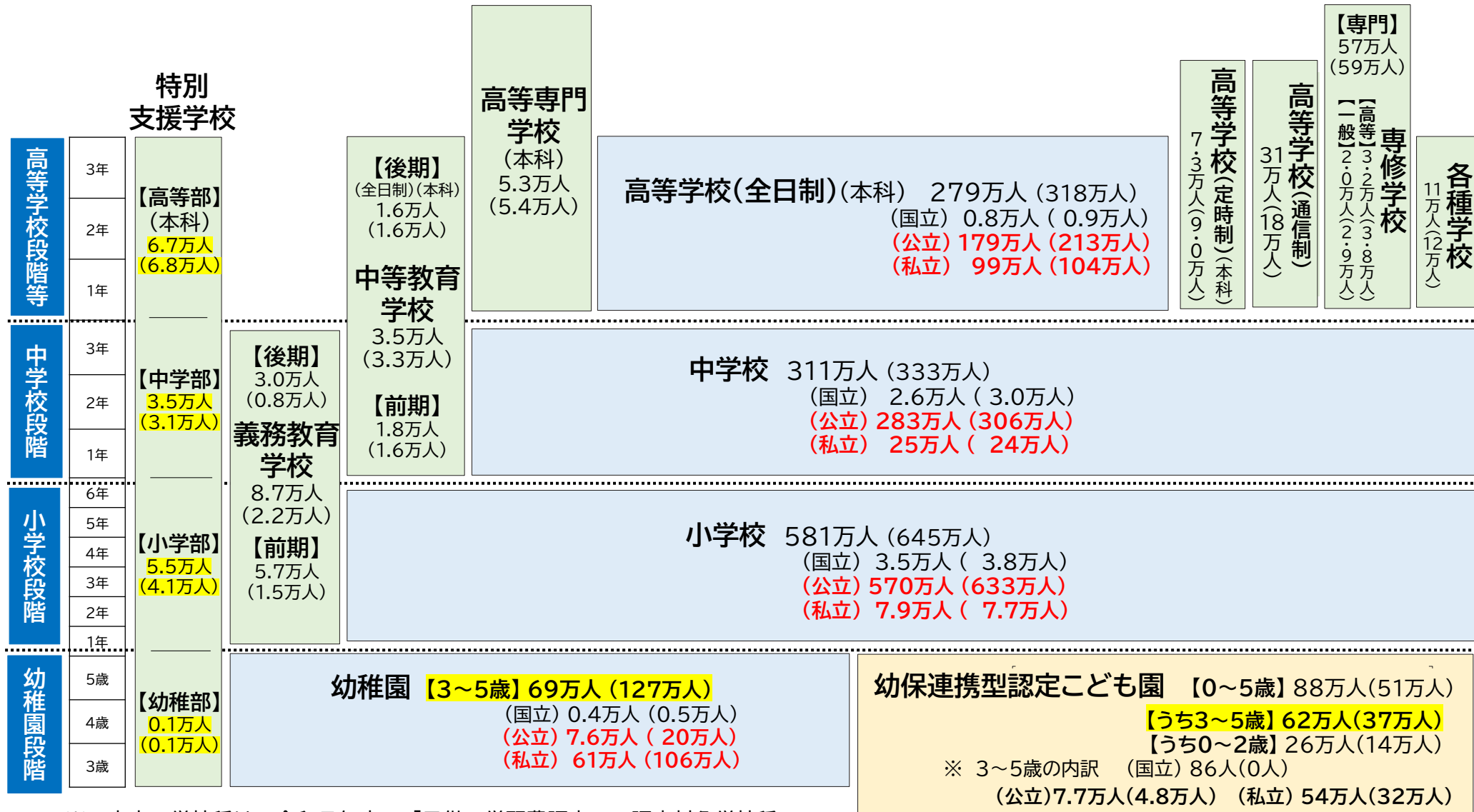
(現状と課題)

- 本調査は、幼稚園段階から高等学校段階までの学校に通う子供の学習活動に係る保護者の支出状況を示す公的な統計調査として、調査結果は文部科学省Webサイトやe-Stat（政府統計窓口）を通じて公表し、様々な関係者の活用にとともに、**国の教育費支援等に係る施策の検討・立案（予算積算や検証等）に資する基礎資料として活用。**

<教育費支援関連の主な施策（令和7年度）>（※ 下線は、利活用リスト（総務省）に登録されている本調査に係る施策）

	施策内容	担当省庁
高等学校等	○ <u>高校生等奨学給付金</u> （授業料以外の教育費）（対象：生活保護世帯、住民税非課税世帯） ・生活保護世帯：修学旅行費 ・非課税世帯：教科書費、学用品費、通学用品費等 ○ <u>高等学校等就学支援金</u> （授業料）【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 （対象：年収910万円未満世帯） ・授業料	文部科学省
小中学校等	○ <u>就学援助</u> 【学校教育法】（対象：要保護者、準要保護者） ・学用品費、通学用品費、通学費、学校給食費、オンライン学習通信費、医療費、修学旅行費等	文部科学省
幼稚園等	○ <u>幼児教育・保育の無償化</u> 【子ども・子育て支援法】（対象：幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳の子供（0～2歳は市町村税非課税世帯等が対象）） ・利用料（保育料）	こども家庭庁 文部科学省
特別支援学校等	○ <u>特別支援教育就学奨励費</u> 【特別支援学校への就学奨励に関する法律】 （対象：特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）等に通う子供の保護者等） ・学用品費（小中学部）、教科書費（高等部）、学校給食費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費等	文部科学省
その他	○ <u>教育扶助等</u> （高等学校段階は生業扶助（高等学校等就学費））【生活保護法】（対象：生活保護世帯） ・学用品費、学級費、通学用品費等	厚生労働省
	○ <u>奨学援護金、就労保育援護金</u> 【国家公務員災害補償法】 （対象：公務災害又は通勤災害により障害補償年金等を受ける国家公務員等の子弟等） ・学資、保育に係る費用	人事院
	○ <u>子女教育手当</u> 【在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律】 （対象：在外公館に勤務する外務公務員の年少子女） ・入学料、授業料、外務大臣が認める教育施設における教科書の対価として納付する経費等	外務省

学校種ごとの在籍者数の推移

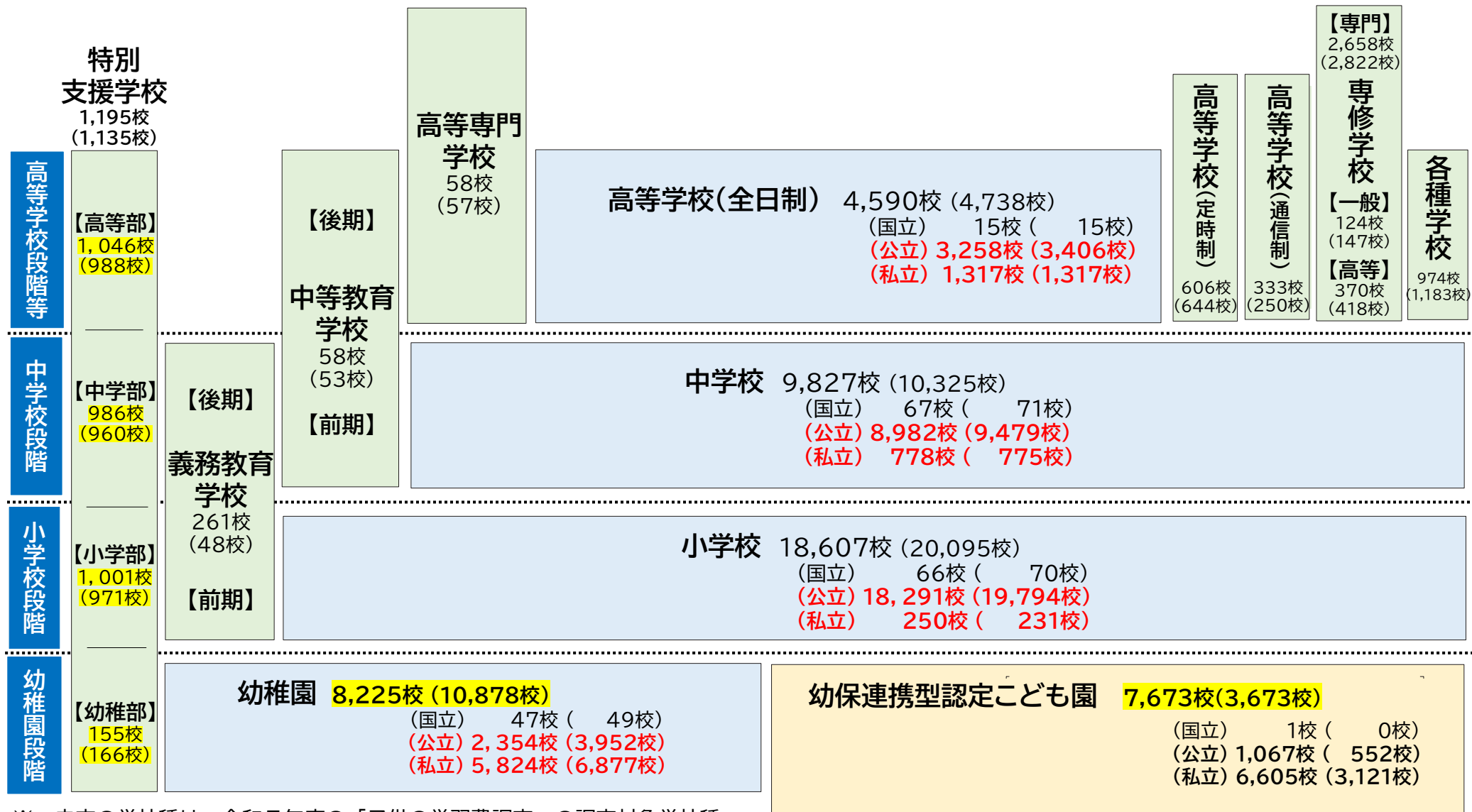


※ 赤字の学校種は、令和7年度の「子供の学習費調査」の調査対象学校種。

※ 人数は、令和7年5月1日現在（括弧内は平成29年5月1日現在）。四捨五入の関係で合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。

学校種ごとの学校数の推移



- ※ 赤字の学校種は、令和7年度の「子供の学習費調査」の調査対象学校種。
- ※ 学校数は、令和7年5月1日現在（括弧内は平成29年5月1日現在）。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。
- ※ 各学校の数は、本校（本園）の他、分校（分園）がある場合、分校（分園）を含めたもの。
- ※ 高等学校（全日制、定時制、通信制）の数は、それぞれ併置校を含めたもの。

学校種ごとの在籍者数・学校数(一覧)

令和7年5月1日現在

学校種			高等学校(定時制)(本科)				専修学校(高等課程)		専修学校(一般課程)		専修学校(専門課程)		
	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	
高等学校段階等	計		73,331人	606校			32,239人	370校	20,280人	124校	569,107人	2,658校	
	国立		0人	0校			7人	1校	0人	0校	231人	8校	
	公立		71,612人	583校			268人	4校	0人	0校	19,572人	174校	
	私立		1,719人	23校			31,964人	365校	20,280人	124校	549,304人	2,476校	
	学校種	高等学校(全日制)(本科)	高等学校(通信制)	中等教育学校(後期)(本科)	特別支援学校(高等部)(本科)	各種学校		高等専門学校(本科)					
	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	
計	2,792,132人	4,590校	305,197人	333校	16,459人	58校	66,576人	1,046校	112,109人	974校	53,305人	58校	
国立	8,018人	15校	0人	0校	1,434人	4校	1,054人	44校	0人	0校	47,998人	51校	
公立	1,793,105人	3,258校	62,008人	82校	11,473人	35校	65,074人	989校	497人	5校	3,606人	3校	
私立	991,009人	1,317校	243,189人	251校	3,552人	19校	448人	13校	111,612人	969校	1,701人	4校	
中学校段階	学校種	中学校		義務教育学校(後期)		中等教育学校(前期)		特別支援学校(中学部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数	在籍者数	学校数				
	計	3,105,297人	9,827校	29,897人	261校	18,455人	58校	34,984人	986校				
	国立	26,353人	67校	1,767人	6校	1,421人	4校	782人	44校				
	公立	2,829,783人	8,982校	28,060人	254校	12,326人	35校	34,076人	932校				
私立	249,161人	778校	70人	1校	4,708人	19校	126人	10校					
小学校段階	学校種	小学校		義務教育学校(前期)				特別支援学校(小学部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数			在籍者数	学校数				
	計	5,812,375人	18,607校	57,027人	261校			55,487人	1,001校				
	国立	34,612人	66校	2,544人	6校			848人	45校				
	公立	5,698,430人	18,291校	54,318人	254校			54,476人	947校				
私立	79,333人	250校	165人	1校			163人	9校					
幼稚園段階	学校種	幼稚園		幼保連携型認定こども園				特別支援学校(幼稚部)					
		在籍者数	学校数	在籍者数	学校数			在籍者数	学校数				
	計	689,609人	8,225校	618,153人	7,673校			1,055人	155校				
	国立	3,916人	47校	86人	1校			54人	5校				
	公立	75,525人	2,354校	76,673人	1,067校			980人	146校				
私立	610,168人	5,824校	541,394人	6,605校			21人	4校					

※ 赤字は、令和7年度の「子供の学習費調査」の対象学校種に係るもの。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。幼保連携型認定こども園の在籍者数は、3～5歳児に係るもの。
 ※ 各学校の数は、本校(本園)の他、分校(分園)がある場合、分校(分園)を含めたもの。高等学校(全日制、定時制、通信制)の数は、それぞれ併置校を含めたもの。

○ 本調査は標本調査であり、学校種ごと、学年（年齢）ごとに全国一人当たりの年間平均額を推計するため、一定規模の母集団が求められるが、各学校種における在籍者数をみると、少子化の進行、多様な学校種における教育機会の増加等を背景として変動がみられるものの、学校段階ごとにみると、幼保連携型認定こども園を除き、いずれの学校種も公立・私立ともに現行の調査対象学校種に並ぶ規模の在籍者数には至っていない状況。

○ また、幼稚園と幼保連携型認定こども園における在籍者数（3～5歳）及び学校数をみると、公立・私立ともに、幼稚園が減少し、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」）が増加している状況。

【公立】（在籍者数） 幼稚園：認定こども園 = 81.1%：18.9%（H29）→ 49.6%：50.4%（R7）

（学校数） 幼稚園：認定こども園 = 87.7%：12.3%（H29）→ 68.8%：31.2%（R7）

【私立】（在籍者数） 幼稚園：認定こども園 = 76.8%：23.2%（H29）→ 53.0%：47.0%（R7）

（学校数） 幼稚園：認定こども園 = 68.8%：31.2%（H29）→ 46.9%：53.1%（R7）

○ なお、幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり、0～5歳の者が通園するが、

- ・ 0～2歳の者は、すべて保育の必要性を有する者（3号認定）であり、児童福祉施設として通園しており、
- ・ 3～5歳の者は、保育の必要性を有しない者（1号認定）と保育の必要性を有する者（2号認定）が通園しており、両者に対して、教育と保育が一体的に行われているが、両者の間では、保育の必要性に応じて、一日あたりの教育・保育時間や休園日等が異なることで、国の支援の在り方や仕組みに違いがあり、こうした点が子供の学習費（学校教育費、学校外活動費等）に及ぼす影響が一定程度あるものと考えられる。

（参考）幼保連携型認定こども園における認定区分別の在園比率（3～5歳）

【公立】 1号認定：2号認定 = 21.2%：78.8%（R7）

【私立】 1号認定：2号認定 = 30.8%：69.2%（R7）

（※上記の各号は、子ども・子育て支援法第19条第1項の各号に基づく認定区分）

○ 一方、特別支援学校における在籍者数をみると、大半が公立学校に在籍しており、幼稚部、小学部、中学部、高等部と段階を経るにつれて、一学年（年齢）当たりの在籍者数が増加する傾向。また、通学状況別にみると、中学部と高等部では、1割程度の者が家庭以外から通学している状況（中学部：9.7%、高等部：12.7%（R7））。

(主な論点)

○ 本調査の対象学校種について、前回の研究会から7年が経過し、各学校種における在籍者数や学校数が増加する中、回答者（保護者）や実務担当者（自治体や学校の関係者）の負担を勘案しつつ、調査実施の必要性（結果の活用）を念頭に置き、「幼保連携型認定こども園」や「特別支援学校」をはじめ、他の学校種の追加等について、どのように対応することが適当か。

○ 本調査において、他の学校種を対象とする場合、以下の点について、どのように対応（現行の調査対象学校種との関係を含む）することが適当か。

- ・ 調査対象数（学校数、1学年（年齢）当たりの調査対象数）
- ・ 調査項目や調査方法等
- ・ その他、留意すべきこと

(主な意見)

<幼保連携型認定こども園の取扱い>

- 幼稚園と幼保連携型認定こども園の数が、かなり拮抗している状況にあり、現状では、半数の部分が、すぽっと抜けたような状況で本調査を実施していることになるので、幼保連携型認定こども園も対象に入れて調査していくことが必要ではないか。
- 幼保連携型認定こども園は、在籍者数が増えているという実態に加え、「幼稚園」と「幼保連携型認定こども園の2号認定」では、降園後の時間の使い方が異なる状況にある。習い事の実態なども違うと思うので、共働き世帯の状況をつかみに行くという意味でも、幼保連携型認定こども園を調査対象にすることは大事ではないか。
- 幼保連携型認定こども園を対象にした場合、公表の仕方は難しいと思う。同園には、1号認定の子供も3割程度いるので、園全体の数値をまとめて公表するのか、参考値のような形でも、1号認定と2号認定を分けて集計するのが良いのか。公表の仕方についての配慮や、幼稚園との関係については、整理する必要があるのではないか。
- 幼保連携型認定こども園は、連続性の観点からいうと、1号認定なら以前は幼稚園に通っていた子が、2号認定なら以前は保育所に通っていた子が通園している可能性があり、将来に向けて、より有用なデータを確保していくためには調査した方が良いのではないか。一方、公表の仕方をどう分けていくかは、生活時間の違いで、かかる費用も異なると思うので検討事項になると思う。
- 幼保連携型認定こども園を本調査の対象に追加する際には、今後、標本設計をどうするか、目標精度をどうするかも考えていく必要がある。今後、検討事項1に係る点検・評価を踏まえた目標精度の設定や在り方の検討に当たっては、幼保連携型認定こども園を含めて、考えていくことが必要になってくるのではないか。

<特別支援学校の取扱い>

- 特別支援学校に関しては、最大でも6万人近くであり、人数としても、すごく多いわけではないので、例えば、これを調査対象にすると、回答率が下がっているという状況を考えれば、非常に標準誤差率が高いデータが出てきてしまうのではないという懸念があるので、少し慎重に考えるべきではないか。
- 特別支援学校に関して、多様な子供の状況を捉えるためには、可能であれば実施した方が良いと思う。但し、例えば、療育に関わる費用などの実態が今と同じ調査票で把握できるのか、有効回答率の確保など、精度の高いデータが取れるのかという課題はあるので、その点を検討した上でということになると思う。
- 特別支援学校に関しては、統計として取ることの難しさはあると思う。一方で、この調査が誰を包摂してデータを取ろうとしているのか、どのような政策に役立てようとしているのかを考えたとき、今後、特別支援学校に通っている方のデータも必要という検討はあった方が良いのではないか。
- 今後、本調査を通じて、特別支援教育を受けている方のデータが出てきたとき、学習費というカテゴリーでいえば、家計からの支出は少ないとなった時、本当は学校外で教育を受けたいのに受けられていないのか、学習費以外のところで多くの費用がかかっているのか、学習費が少ないのか。本調査では、学習費以外のところは分からないので、解釈をどうしたらいいのかが難しい。事前に、どういうデータをどう解釈するか、特別支援教育の専門の方に知見をいただく必要があると思う。また、専門家の方だけではなく、可能ならば、調査回答負担なども含め、当事者の御意見というのでも聞けないか、それを踏まえた検討はできないかと思う。
- 特別支援学校は、データの取扱いに留意しつつ、本調査では、多様な子供の保護者が調査対象になっているということを見ると、少し時間をかけてでもよいので、対象に含める方向で検討を進めていくことが望ましい。

<その他の学校種の取扱い>

- 在籍者数の変化を見ると、高等学校は、現在、全日制のみが対象になっているが、特に通信制に通う生徒の数が増えていて、1割ぐらいの高校生が通信制、定時制という、全日制以外の種別の高等学校に通っている。多様な子供の実態把握という観点から、今すぐにはないけれども、通信制の高等学校に通う子供の保護者も本調査の対象に検討していくこともあり得るのではないか。

(今後の対応方針(案))

- 本調査結果は、国の教育費支援に係る取組のエビデンスとして活用されており、近年、教育費の負担軽減に係る政策ニーズが増加する中、少子化の進行、多様な学校種における教育機会の増加等を背景とする各学校種の在籍者数や学校数の状況を勘案すると、過去の調査結果との接続性・比較可能性の観点からも、現行の調査対象学校種(公立及び私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校(全日制))については、引き続き、本調査の対象として、同様のサンプルサイズにより、調査を継続することとしてはどうか。【検討事項(1)関係】
- また、本調査における新たな学校種の取扱いについては、
 - ・ 学校段階ごとの規模(在籍者数や学校数)に係る現行の対象学校種との関係(現行調査での実態把握の代替性)
 - ・ 学校種の特性や実情を踏まえた本調査を通じた子供の学習費に係る実態把握の必要性
 - ・ 回答者(保護者)や実務担当者(自治体や学校関係者)の調査負担軽減を勘案し、各学校種・学年(年齢)ごとに一定規模の在籍者数と学校数を有する以下の学校種について、本調査の対象に追加する方向で、下記のとおり、具体的な対応を検討することとしてはどうか。
 - ・ 幼保連携型認定こども園(3~5歳児)(公立・私立)
 - ・ 特別支援学校(公立の小学部、中学部、高等部(本科))

<具体的な対応>

- ※ 上記の各学校種(幼保連携型認定こども園、特別支援学校)の特性や実情を踏まえた調査設計を行うため、当該学校種を対象に令和9年度に試行的な調査(調査研究)を実施し、現行の調査対象学校種との関係を含め、以下のような点を検討することとしてはどうか。
 - ・ 各学校種の特性や実情を踏まえた調査項目や定義(特有の経費に係る取扱いを含む)
 - ・ 各学校種に係る調査結果の集計(公表)事項・推計方法等
- ※ その結果を踏まえ、回答者(保護者)や実務担当者(自治体や学校関係者)の調査負担軽減に配慮しつつ、具体的な調査設計(システム改修を含む)を行い、本格的な調査に移行することとしてはどうか。

○ 調査を実施する学校の無作為抽出に係る実施主体（現在は都道府県）の見直し

（※ 学校を無作為抽出することは、調査対象となる保護者を無作為抽出するための過程の一部）

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、（中略）調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること（中略）を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	調査対象学校数				1学年（年齢）当たりの調査対象者数		調査対象者数（※2）			
	平成30年度		令和3年度以降		平成30年度	令和3年度以降	平成30年度		令和3年度以降	
公立幼稚園	150校	3～5歳児園 100校	251校	3～5歳児園 201校	8人	3歳児：8人	3,200人	3歳児 800人	4,620人	3歳児 1,608人
		4～5歳児園 50校		4～5歳児園 50校	8人	4・5歳児：6人		6人		4・5歳児 2,400人
私立幼稚園	150校		197校		6人	8人	2,700人		4,728人	
公立小学校	150校		405校		6人	8人	5,400人		19,440人	
私立小学校	175校		70校（※1）		6人	8人	6,300人		3,360人	
公立中学校	150校		150校		6人	6人	2,700人		2,700人	
私立中学校	65校		73校		8人	10人	1,560人		2,190人	
公立高等学校 （全日制）	150校		221校		8人	12人	3,600人		7,956人	
私立高等学校 （全日制）	150校		232校		8人	12人	3,600人		8,352人	

※1. 私立小学校の調査対象学校数は、平成29年度における私立小学校のうち、対象条件を満たすもの（208校）を単純に3分の1にしたもの。

※2. 調査対象者数は概数であり、1学年（年齢）当たりの対象者数に満たない学年（年齢）を持つ学校が調査対象となることを考慮し、設定した人数より少なる可能性あり。

○ 都道府県別の調査実施学校数（令和5年度調査）

※ 都道府県知事（私立）及び都道府県教育委員会（公立）は、文部科学省が定める調査実施学校数に基づき、調査実施校を無作為に抽出する。

区 分	幼 稚 園				小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公立	3～5歳児	4～5歳児	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
合 計	251	201	50	197	405	74	150	73	221	232
北海道	3	3	—	8	15	1	5	1	10	6
青森	—	—	—	1	4	—	2	1	1	1
岩手	2	2	—	—	4	—	2	—	2	1
宮城	5	5	—	5	6	1	2	—	3	3
秋田	—	—	—	—	3	—	1	—	1	—
山形	1	—	1	1	3	—	1	—	1	2
福島	10	9	1	3	5	1	2	—	5	2
茨城	8	5	3	4	9	2	4	1	6	5
栃木	—	—	—	2	6	1	3	1	3	3
群馬	5	5	—	1	6	—	3	—	4	3
埼玉県	4	4	—	19	25	2	10	3	15	12
千葉県	9	5	4	15	21	3	9	3	12	11
東京都	19	14	5	29	40	18	11	24	15	40
神奈川県	3	2	1	23	30	10	11	8	15	16
新潟県	1	1	—	—	7	—	3	—	5	3
富山県	—	—	—	—	2	—	2	—	1	1
石川県	—	—	—	1	4	1	2	1	1	2
福井県	1	1	—	—	3	—	1	—	1	1
山梨県	—	—	—	—	3	1	1	—	1	1
長野県	—	—	—	3	6	2	3	—	4	2
岐阜県	6	6	—	3	7	1	3	1	6	2
静岡県	19	19	—	5	12	2	5	2	7	9
愛知県	9	9	—	15	27	1	11	3	17	15
三重県	8	6	2	2	6	—	2	—	4	2
滋賀県	19	19	—	—	5	—	2	—	3	2
京都府	4	4	—	4	8	4	2	3	4	8
大阪府	23	19	4	15	28	6	11	6	13	22
兵庫県	24	15	9	7	18	3	7	3	13	8
奈良県	11	9	2	—	4	2	1	2	2	2
和歌山県	1	1	—	—	3	1	1	1	1	1
鳥取県	—	—	—	—	2	—	—	—	1	1
島根県	6	6	—	—	2	—	—	—	1	1
岡山県	14	13	1	1	6	1	3	—	4	3
広島県	1	—	1	5	9	3	3	2	5	5
山口県	1	1	—	4	4	—	1	1	1	2
徳島県	6	1	5	—	2	—	—	—	1	—
香川県	6	6	—	1	2	—	1	—	1	1
愛媛県	2	2	—	2	4	—	1	—	2	1
高知県	1	1	—	—	2	1	—	—	1	1
福岡県	3	3	—	13	20	2	7	2	9	13
佐賀県	—	—	—	—	3	—	1	1	1	1
長崎県	—	—	—	1	4	1	2	—	1	3
熊本県	2	2	—	2	6	—	1	—	4	4
大宮	2	—	2	1	4	—	2	—	1	2
宮崎県	—	—	—	—	3	1	1	1	1	2
鹿児島県	2	2	—	1	6	1	2	1	5	5
沖縄県	10	1	9	—	6	1	2	1	6	1

○ 学校種別の幼児・児童・生徒数（令和5年度調査）

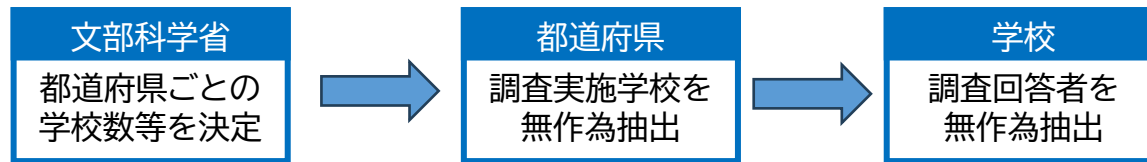
※ 調査実施校は、学年（年齢）毎に次の人数の対象幼児・児童・生徒を無作為に抽出する。

※ なお、1学年（年齢）当たりの抽出人数に満たない在籍者数の学年は、当該在籍者数を抽出数とする。性別毎の在籍者数が調査対象数に満たない在籍者数の場合も、同様に当該性別の在籍者数を抽出数とする。

学校種類		1学年(年齢)当たりの 調査対象幼児・児童・生徒数	性別		(学校当たりの調査対象 幼児・児童・生徒数)
			うち男	うち女	
公立	幼稚園	3歳児:8人 4/5歳児:6人	3歳児:4人 4/5歳児:3人	3歳児:4人 4/5歳児:3人	(3~5歳児が在園する園:20人) (4~5歳児が在園する園:12人)
	小学校	8人	4人	4人	(48人)
	中学校	6人	3人	3人	(18人)
	高等学校 (全日制)	12人	学科・学年の性別の構成比によって 男女別生徒数を決定する		(36人)
私立	幼稚園	8人	4人	4人	(24人)
	小学校	8人	学年の性別の構成比によって男女 別児童数を決定する		(48人)
	中学校	10人	学年の性別の構成比によって男女 別生徒数を決定する		(30人)
	高等学校 (全日制)	12人	学科・学年の性別の構成比によって 男女別生徒数を決定する		(36人)

(現状と課題)

- 現在、本調査では、調査対象について、
 - ① 文部科学省が都道府県ごとの調査実施学校数等を決定 (※1) し、
 - ② 地域の実情等も勘案して、都道府県 (※2) が調査実施学校を無作為に抽出し、
 - ③ 抽出された学校が在籍する子供 (保護者 (調査回答者)) を無作為に抽出している。



- (※1) 学校種ごとに以下の状況に応じて、学校数等を決定
 - 【公立・私立幼稚園、公立小学校、公立中学校】市町村の人口規模別 (※) の幼児・児童・生徒数
 - (※) ①10万人未満、②10万人以上30万人未満、③30万人以上100万人未満、④100万人以上・特別区の4区分
 - 【私立小学校】母集団 (全国の私立小学校数) の3分の1の学校数
 - 【私立中学校】在籍生徒数
 - 【公立・私立高等学校 (全日制)】設置する学科数 (普通科、専門学科、総合学科)
- (※2) 都道府県知事 (私立) 又は都道府県教育委員会 (公立)

- 上記②の都道府県が行う調査実施学校の無作為抽出については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針や自治体対象の各種会議等において、事務負担軽減の観点から、文部科学省で対応するよう要望が寄せられている。
- 本調査の実施に当たっては、回答者である保護者はもとより、自治体や学校の関係者等の協力は不可欠であり、調査に係る事務負担を一層軽減しつつ、国と自治体等が一定の役割分担の下、連携して調査を継続することが必要。

(主な論点)

- 調査対象となる学校の無作為抽出については、地域個別の実情等に配慮することは難しくなるが、本調査の特性 (全国平均値を推計) に鑑み、各都道府県の事務負担軽減の観点から、文部科学省で行うこととしてはどうか。
- 当該抽出を文部科学省で行う場合、調査実施学校の選定にかかる手順等について、変更を行うべき点はないか。

(主な意見)

- 既に実態がそういう形になりつつあるので、直接抽出しても問題ないのではないか。そもそも本調査の目的を考えたとき、地域別の実情を把握するという必然性は目的からも外れ、弱いのではないか。全国推計をしっかりと行うために文部科学省が抽出するのは、自治体や学校の負担軽減の観点からも良いと思う。但し、公平性や透明性が重要であり、抽出の条件や手順を文書化して公表することが大切。
- 学校は、文部科学省が無作為抽出するので問題なさそうだなという印象を受けた。仮に文部科学省が主体となって学校を無作為抽出する場合、検討事項（１）に係る有効回答率の確保と関連して、個別の保護者にアクセスして督促をかけることが、どのくらい担保できるのかと併せて検討することが望ましいのではないのか。
- 「主な論点」に記載の「学校の無作為抽出は、地域個別の実情等に配慮することは難しくなるが」とあるが、地域個別の実情等への配慮とは、具体的にはどういうことか。
 - 例えば、都道府県の中でも、地域の偏りがないようにというか、各地域の負担がある程度公平になるようにというのを配慮していると一つ聞いたことがある。また、文部科学省が抽出する際の要望として、例えば、私立学校の法人で、傘下に小学校と中学校、高等学校など、複数の学校がある場合、どこかの学校種が当たったら、他の学校種は当てないようにして欲しいといった、負担の偏りを均して欲しいということがある。

(今後の対応方針(案))

- 本調査は、都道府県ごとではなく、全国的な平均値を推計するものであり、調査対象学校の無作為抽出は実施者に左右されず、その変更は、特段問題ないと考えられるため、都道府県の事務負担軽減の観点から、学校の無作為抽出は、文部科学省が行う方向で対応することとしてはどうか。
- 具体的な対応時期については、学校種ごとに文部科学省が全国の学校から調査対象学校を抽出する方法の検討、抽出方法に応じた推計方法の見直し、関連する既存システムの改修(関連予算の確保を含む)など、相応の時間と準備を要するため、調査対象学校の抽出については、次回の調査は、引き続き、都道府県が行うこととし、所要の準備を計画的に行った上で、次々回の調査から文部科学省が行うこととしてはどうか。
- また、当該準備に当たっては、現行の都道府県による学校抽出は、無作為性を担保しつつも、特定の学校への負担配慮等、地域における一定の事情を反映した部分もあると考えられるため、文部科学省による調査対象学校の抽出に係る具体的な手順(抽出結果に係る都道府県や学校への開示の時期や方法を含む)を整理・明示することが必要ではないか。
- なお、現行の都道府県による学校抽出は、抽出のための名簿作成において、文部科学省では把握していない関連情報(※)を用いていると思われるため、今後、文部科学省が対応することとなった場合でも、関連情報の提供等、都道府県による一定の協力は不可欠であり、この点についても整理・明示することが必要ではないか。
(※) 調査実施年度から閉校・統合・新入生の入学を停止する学校、在籍生徒等が自宅からの通学でない学校(全寮制等)など、明らかに本調査の対象外となる学校に関する情報 等

○ 紙面回答に係る調査票の回収方法（現在は保護者→学校→都道府県→文部科学省）の見直し 等

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

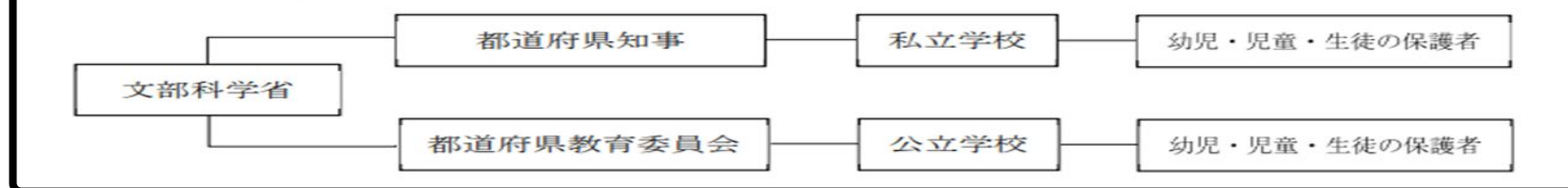
(iii) 子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を経由せずに文部科学省において対応すること（中略）を検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（現状と課題）

- 現在、本調査では、紙の調査票については、
 - ・ 保護者が、提出用の封筒に封緘して、学校に提出し、
 - ・ 学校が、封筒を取りまとめて、都道府県に提出し、
 - ・ 都道府県が、封緘済みの調査票を開封・点検・取りまとめを行い、文部科学省に提出することとしている。
- 令和3年度調査及び令和5年度調査では、保護者自身の希望により回答方法（オンライン又は紙の調査票）を選択し、調査票への学校名や整理番号等の基礎情報の記入は保護者が行うこととしていたが、令和7年度調査からは、原則オンラインによる回答とし、基礎情報は調査票にあらかじめ印字した上で、調査を依頼している。

◎調査票の配布, 学校を経由する調査票(紙面)の回収



◎オンラインによる調査票の回収



- 現在、都道府県が行う調査票の回収業務については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針や自治体対象の各種会議等において、事務負担軽減の観点から、文部科学省で対応するよう要望が寄せられている。
- なお、調査票の開封・点検については、都道府県の要望を踏まえ、令和5年度調査では、文部科学省が試行的に実施し、令和7年度調査から、本格実施しているところであるが、現在のところ大きな問題は生じていない。

(参考) 都道府県における紙の調査票の開封・点検にかかる作業コストの概算見積りは、以下のとおり。

◎令和7年度 第1回調査票約 5,000枚

(平均約60枚/県、最大252枚/県、最小1枚)

- ・調査票の開封・点検には、35通あたり25分所要(係実測値)
- ・開封・点検には平均約40分(最大で約3時間)程度が必要。
さらに学校からの受け取り、学校ごとの提出数をデータ化し、
発送事務作業が必要。

◎令和5年度 第1回調査票約13,000枚

(平均約100枚/県、最大420枚/県、最小2枚)

- ・調査票の開封・点検には、35通あたり60分所要(R7を踏まえて仮定)
- ・開封・点検には仮定上で平均約2時間(最大で約12時間)程度が必要。
さらに学校からの受け取り、学校ごとの提出数をデータ化し、
発送事務作業が必要。

- 本調査の実施に当たっては、回答者である保護者はもとより、自治体や学校の関係者等の協力は不可欠であり、調査に係る事務負担を一層軽減しつつ、国と自治体等が一定の役割分担の下、連携して調査を継続することが必要。

(主な論点)

- 回収業務の一部である調査票の開封・点検について、文部科学省で行う場合に大きな問題が生じていないことを踏まえ、調査票の提出についても、各都道府県の事務負担軽減の観点から、都道府県を経由せずに、学校又は保護者から、文部科学省に対して行うこととしてはどうか。
- 調査票に誤記等が生じている場合、回収後に都道府県へ連絡・照会を行うことが必要となるが、調査票等への誤記を減らす方策について、考えられるものはあるか。
 - (連絡・照会を必要とする例)
 - ・異なる提出回の調査票を使用して提出があった場合
 - ・調査票に記載の回答者の属性が対象者の選定方法と齟齬がある場合

(主な意見)

- 調査票の回収業務を文部科学省に移管することに反対意見はないが、そうした様々な業務は、文部科学省が全て行うのではなく、間に業者を挟んで行っているという認識に立つと、そうした業者に行ってもらえる業務の中に、例えば、回収率の向上方策というのを提案書などに入れてもらい、実際に行ってもらえるということもできてくるのではないかと、実際のオペレーションをどのように行っていくのかとも関連してくるのではないか。
 - 調査の事務的な部分については、それぞれ個別に業者を手配しており、調査業務トータルを一貫した形の企画提案型の募集というところに現状ではなっていない。データ化であればデータ化だけをお願いしており、調査票の回収に関しても、現状の流れをそのまま持ち込むと、回収業務だけを単体で発注となる。会計上の制約もあるが、会計上許されるのであれば、トータルパッケージというのも今後考え得る。
- 調査票の回収に当たって、調査票の誤記を減らす方策に関連して、特に、対象者の選定方法として、男女同数を抽出としている場合、実際の回答状況が選定方法と異なる場合の取扱いをどうするか。昨今、子供であっても、性的少数者の自認を持たれているような子もいて、それが誤記であるかどうかは、かなりセンシティブな問題。対象者の選定方法との関係もあり、現行の調査票では、性別は男か女かしか選べない状況になっていると思う。調査に際して、一定程度、可能な範囲で負担のかからないような対応を検討していくということには賛成だが、項目によっては、少し配慮が必要になってくるものもあるのではないか。【検討事項（3）関連】
 - 都道府県への連絡・照会は、現在、あくまで都道府県を通じて、学校が知り得る範囲で回答していただいております、保護者に対してまで照会を行ってはいないというのが実情。
- 誤記をできるだけ減らすという点に関して、ウェブ調査だと、閾値を設定して、そこから外れる値を入力できないように制御したり、「これは正しいか」とアラームを出したり、合計値を出して「合っていますか」と問いかけたりするような工夫が可能だが、そういうことはしているのか。【検討事項（3）関連】
 - ウェブ調査票に関しては、回答者が入力した時の異常値は、基本的には自動でチェックできるようになっているが、技術上の制約があるので不可能な部分もある。紙の調査票による回答と比べると、ウェブでは、アラートがかかることによって誤入力が減っているというのは、事務担当の体感としては確かにある。

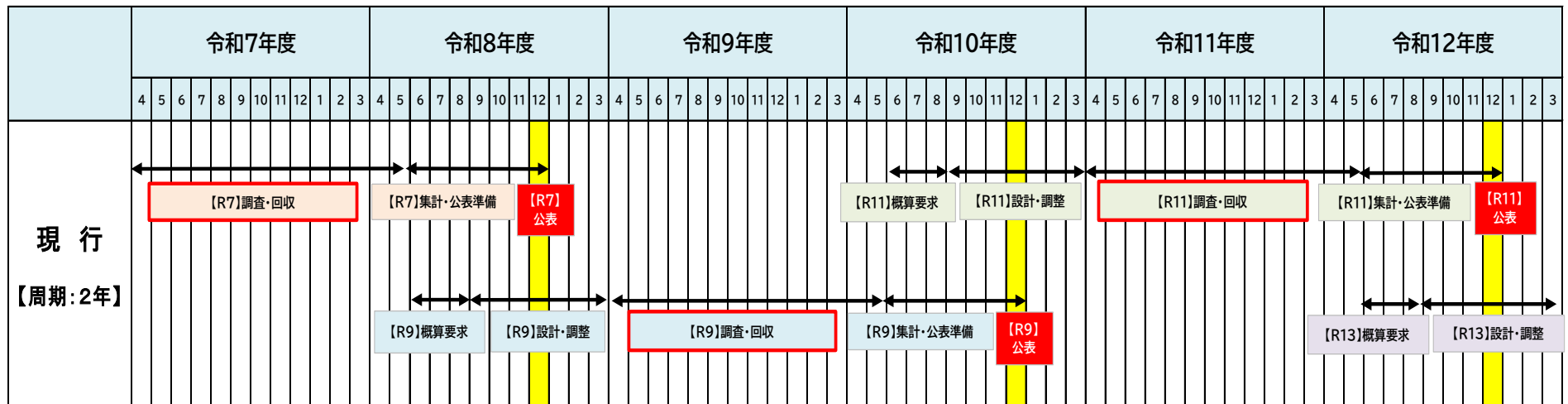
(今後の対応方針(案))

- 今後の本調査を実施する前提として、各家庭(保護者)において、スマートフォンやパソコン等の所持が普及しているとはいえ、必ずしも全ての家庭(保護者)のオンラインによる回答環境が整っているとは言えないため、現時点では、紙の調査票による回答を完全に廃止することは不可能であり、引き続き、オンライン回答を原則としつつ、紙の調査票での回答も可能とすることが適当ではないか。
- その上で、都道府県及び学校の事務負担軽減の観点から、次回の調査から、オンラインによる回答と同様に、紙の調査票についても、都道府県及び学校を経由せずに、保護者から文部科学省に直接回答することに変更してはどうか。
- 一方、保護者から文部科学省へ直接回答する場合、それぞれの調査対象学校において、誰が回答済みであるか把握することが困難となり、学校での保護者への回答を促す声かけ等に支障をきたすことが想定される。
このため、本調査に係る統計精度の質を確保し、有効回答率を向上させる観点から、引き続き、調査対象学校に一定の協力をいただくこととし、保護者からの回答状況(オンライン及び紙の調査票)に係る個々の調査対象学校への効果的・効率的な情報提供の方法を検討することが必要ではないか。【検討事項(1)関係】

○ 調査周期（現在は隔年）の見直し

（現状と課題）

- 本調査は、平成6年度から隔年で実施しているが、調査実施の翌年度に集計・公表（翌年度の12月公表）を行い、並行して、次の調査の設計・調整を行っており、調査結果を踏まえた実施方法等の点検に係る時間が十分に確保されていない状況。
- また、本調査の実施に当たっては、回答者である保護者はもとより、自治体や学校関係者等の協力が不可欠であるが、学校における働き方改革が一層求められる中、調査実施に係る事務負担を一層軽減することが必要。
- 一方、本調査結果については、教育費支援等に係る各種取組のエビデンスとして活用されているが、近年、教育費の負担軽減に係る政策ニーズが急増し、関連する新たな取組が推進され、その成果の検証が求められており、タイムリーに調査結果を公表していくことも必要。



(主な論点)

- 本調査は、平成6年度の調査開始以来、隔年で実施しているが、調査の効果的・効率的な実施等の観点から、3年毎に実施するなど、調査周期を見直すことが必要ではないか。

(主な意見)

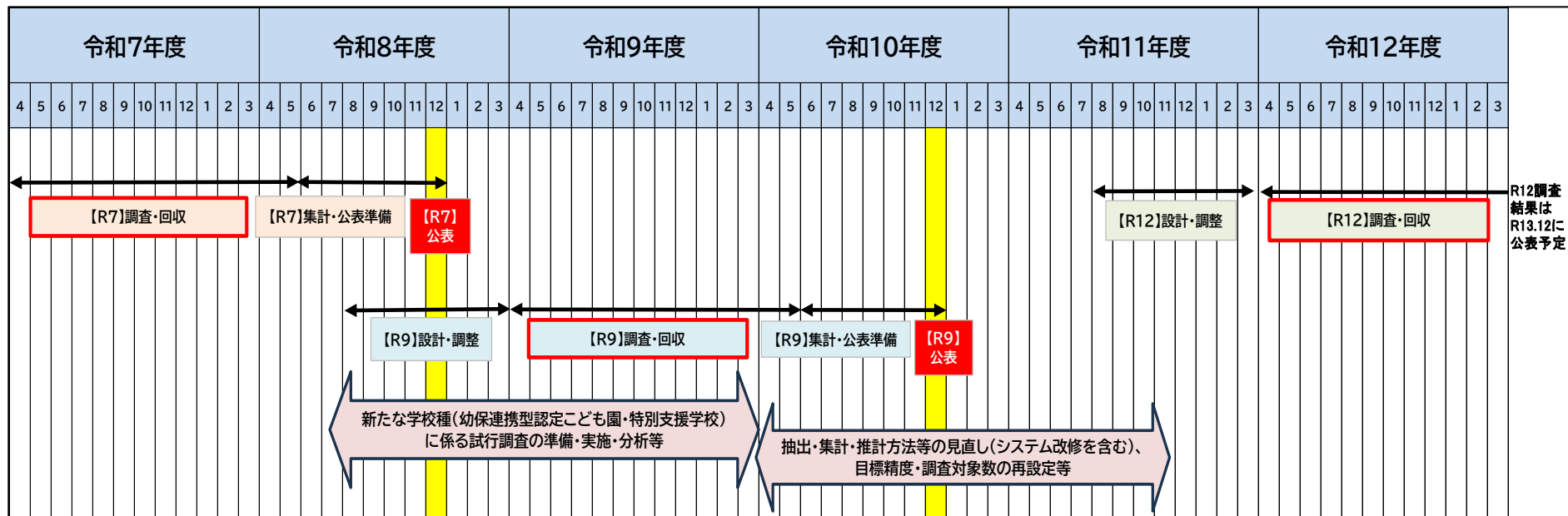
- どのようにデータが変化しているかが重要。2年周期で、そこまで大きくデータが変動していないのであれば、多少周期を長くしても良いと思うが、大きな変動がある状況であれば、現行の周期を維持していくことも重要。周期の検討に当たっては、変化の度合いが、どれだけ大きいかをチェックしていくべきではないか。
- 既に調査の実施・集計・公表のサイクルがタイトになっているので、少し実施間隔を広げてもいいのではないか。併せて、調査間隔を広げる分、特定のテーマについて、スポットで、今大事という臨時のテーマの調査を組み合わせ、本体の調査とバッテリーを作って、立体的に実態を把握する方法もあるのではないか。
- 変動に注目して、どのぐらいの頻度で調査が必要かを考えるのが重要。調査実施に負担があり、大して変動がないのであれば、3年に1回ぐらいという考えもある。一方、変動を見るに当たって、物価の変動をどのように考慮するかという観点が、今、特に重要になっていると思う。生活費の調査などを10年ちょっと前に行ったときは、日本では、あまり物価調整しなくても十分だったが、近年、実質的に教育が充実しているからの負担ではなく、単にお金がかかっている、それ自体家計の話としては重要だが、いろいろと把握するのに物価の変動をどのように考慮していくかも検討課題になり得る。仮に、それを考慮していかなければならない情勢になると、その手間もかかるので、そういったことも考慮して、調査実施のロジ負担を考えた方が良いのではないか。

【検討事項（3）関係】

(今後の対応方針(案))

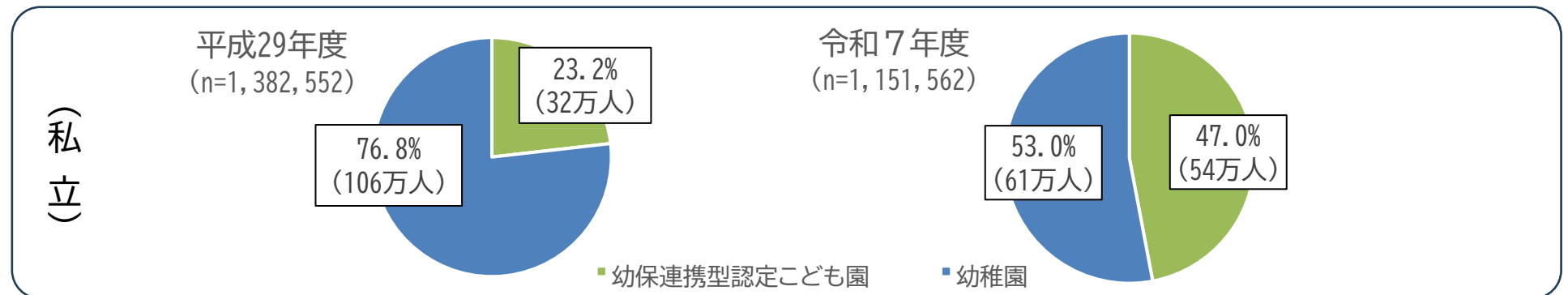
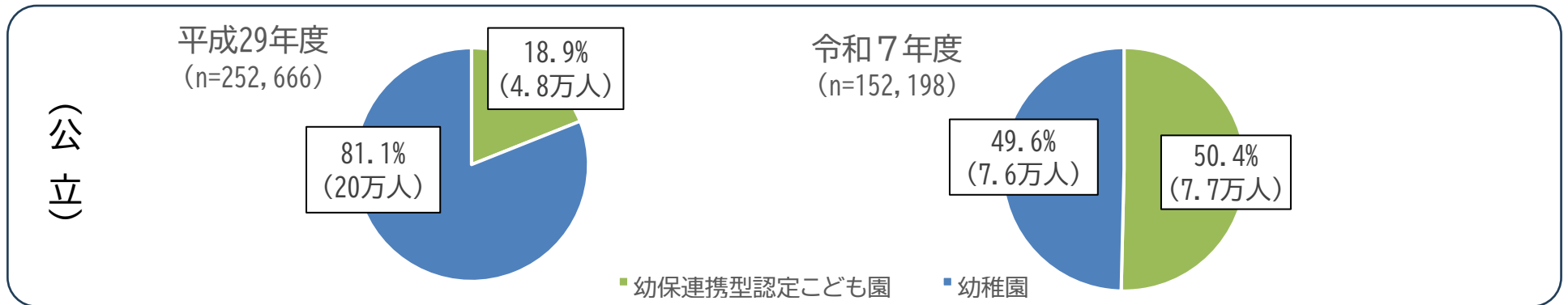
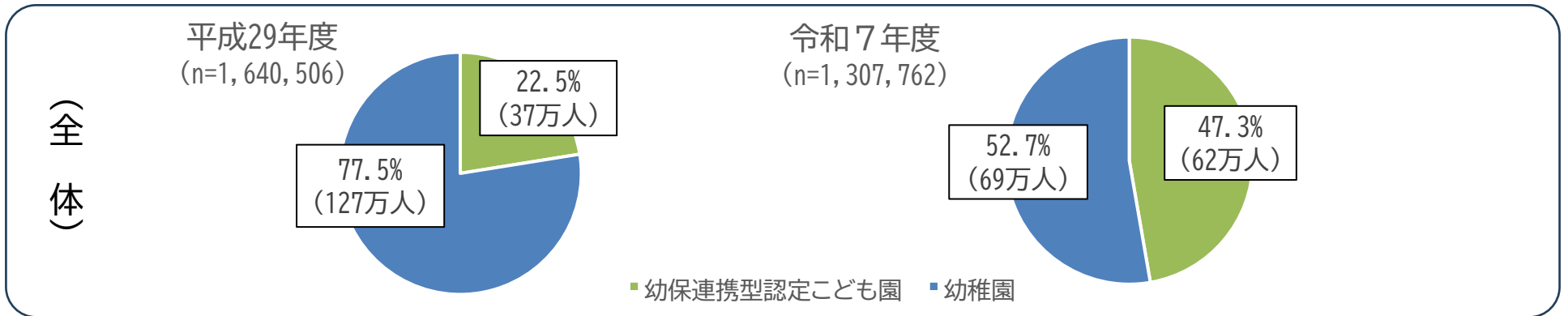
- 本調査の周期については、近年の教育費の負担軽減に係る取組状況、本調査結果の変動(コロナ禍を含む)等を勘案し、調査結果をタイムリーに把握する観点から、次回調査は、引き続き、隔年で実施(令和9年度実施)することとしてはどうか。
- 一方、新たな学校種(幼保連携型認定こども園、特別支援学校)に係る試行的な調査、対象学校の抽出方法の変更に伴う推計方法の見直し(システム改修を含む)、それを踏まえた標準誤差率に係る「目標値」や学校種ごとの「調査対象数」の検討等に要する相応の時間を勘案し、適切に調査を実施する観点から、次々回の調査は、令和12年度に実施することとしてはどうか。
- その後は、調査実施に係る関係者の負担軽減を図りつつ、調査結果の分析・改善に要する時間を確保するなど、本調査の効果的・効率的な実施の観点から、3年ごとに本調査を実施する方向で対応することとしてはどうか。

<当面の調査スケジュール(予定)>



参 考

在園者数(3～5歳)(幼稚園と幼保連携型認定こども園)

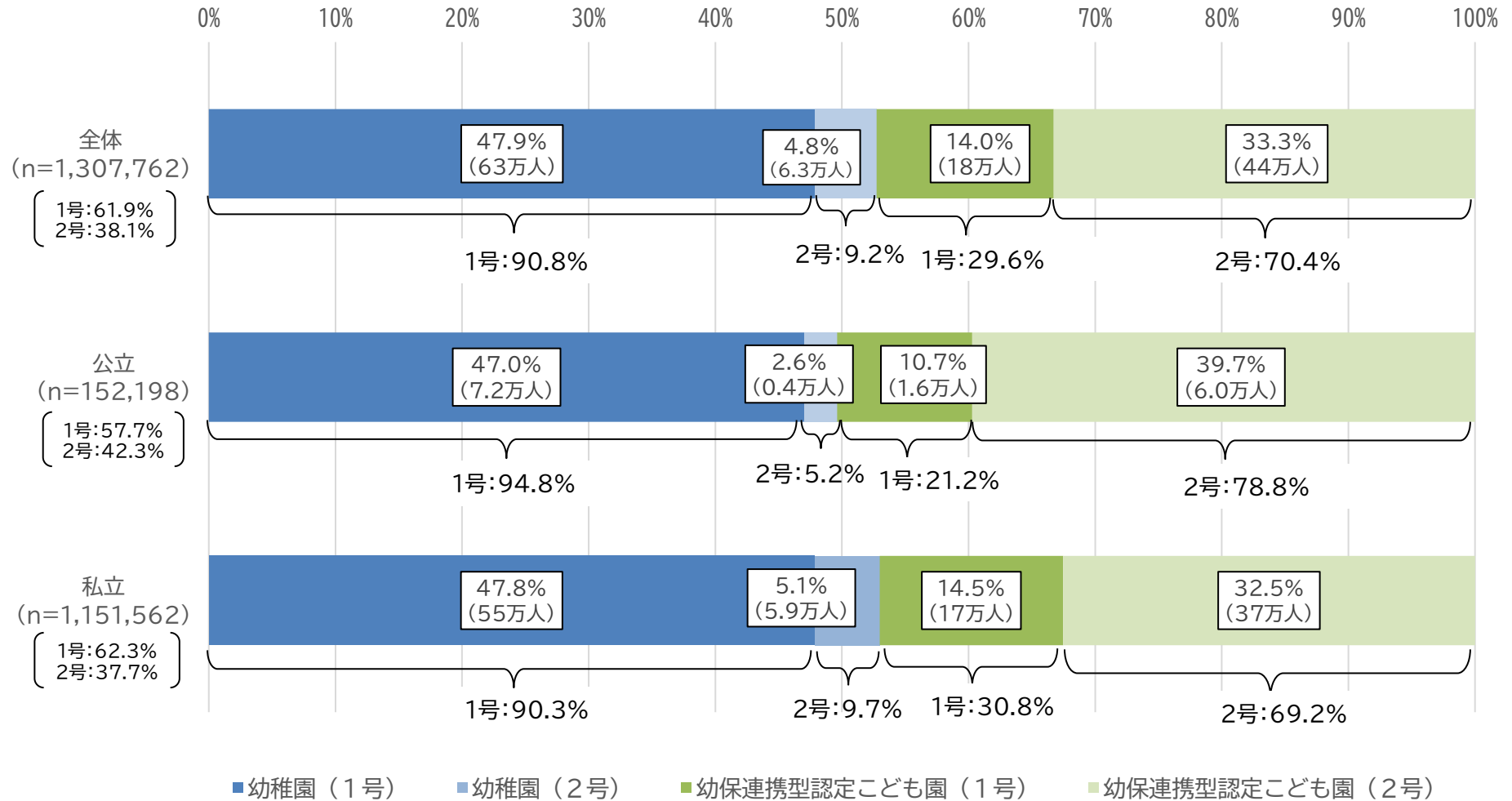


※ 括弧内は、各年度5月1日現在の在園者数(3～5歳児)。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。全体には、公立、私立の他、国立を含む。

在園者数(3～5歳)(幼稚園と幼保連携型認定こども園) <認定区分別>

(令和7年度)

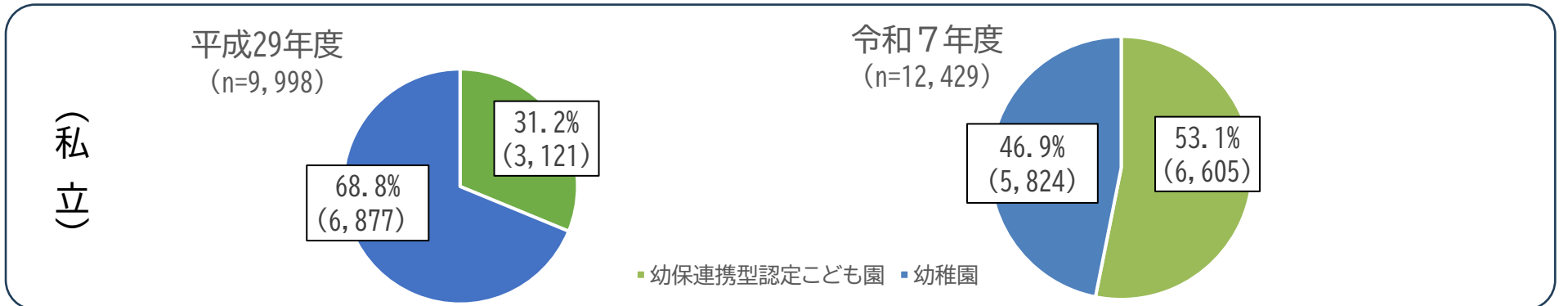
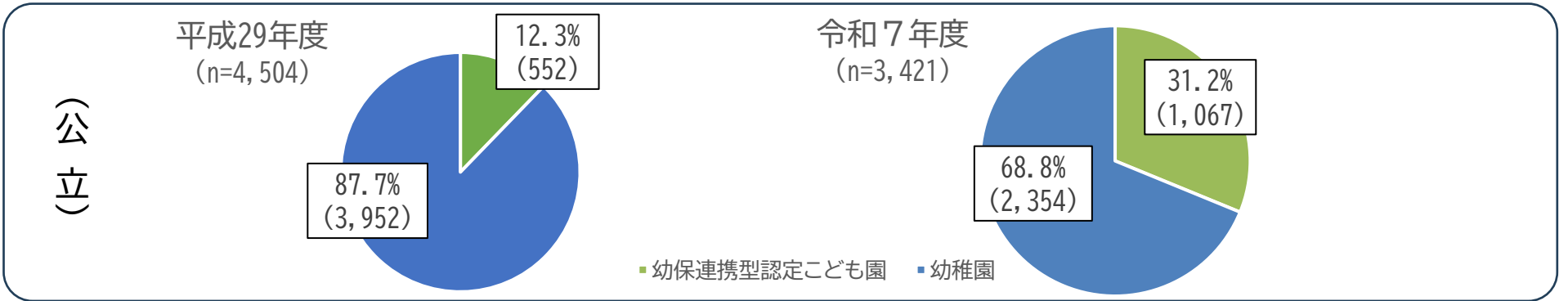
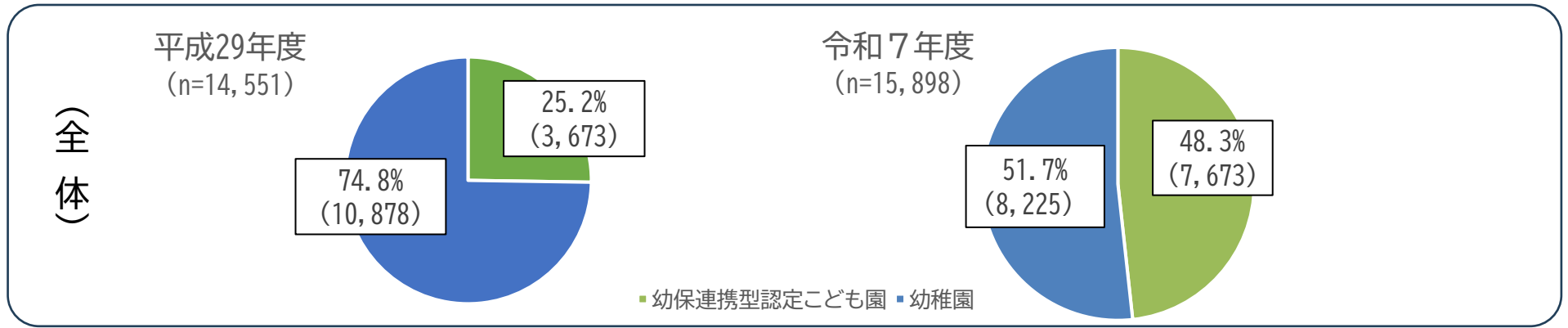


※ 人数は、令和7年5月1日現在。

※ 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。全体には、公立、私立の他、国立を含む。

※ 1号、2号は、子ども・子育て支援法第19条第1項の各号に基づく認定区分であり、1号は「保育の必要性なし」、2号は「保育の必要性あり」(いずれも3～5歳児が対象)。なお、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園については、便宜上、すべての在園者を1号に計上。

学校数(幼稚園と幼保連携型認定こども園)



※ 括弧内は、各年度5月1日現在の学校数。幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む。

※ 全体には、公立、私立の他、国立を含む。学校数は、本園の他、分園がある場合、分園を含めたもの。

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

※ 認定こども園制度は、平成18年10月に創設されたが、平成27年4月、現行制度に改善

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園 (学校) | **保育所機能**

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園機能 | **保育所** (児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(こども家庭庁調べ (令和7年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
11,212 R6(10,483)	7,470 (7,136)	1,637 (1,506)	2,017 (1,754)	88 (87)

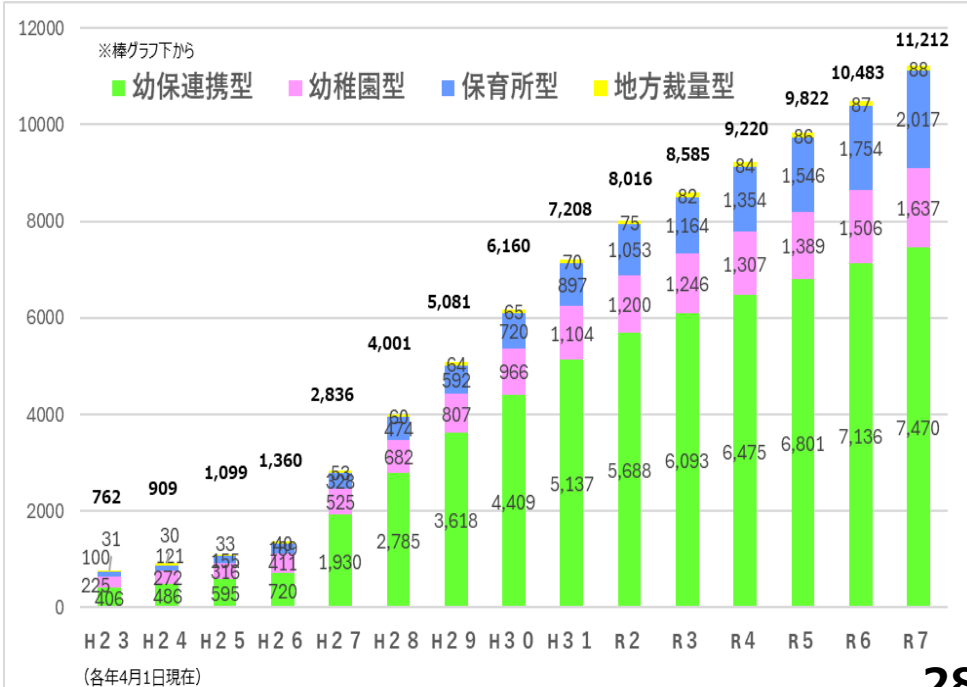
【参考】 保育所：30,781園 (保育所型認定こども園、特定地域型保育事業を含む)

※令和7年4月1日現在 ※令和7年度保育所等関連状況とりまとめより

幼稚園：8,225園 (幼稚園型認定こども園を含む)

※令和7年5月1日現在 ※令和7年度学校基本調査より

認定こども園数の推移



幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの(※)

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

※ 学校教育法には、上記(いずれも同法第1条)の他、義務教育学校(同法第1条)、専修学校(同法第124条)、各種学校(同法第134条第1項)が定められている。

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設 両方の性格

○「子供の学習費調査」における特別支援学校の取扱いについて

※学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月報道発表資料）（抜粋）

- ・ 学校基本調査の参考資料として平成11年度から掲載している「年次統計」における「大学（学部）進学率」について、算出方法の分母に特別支援学校（中学部）の卒業生数が含まれていなかったことは不適切であり、不適切な当該箇所については、過去に遡って数値の修正を行うとともに、その経緯等について調査。

$$\text{大学（学部）進学率} = \frac{\text{大学（学部）の入学者（※）}}{\text{3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者}} \\ (\text{※従来から特別支援学校の卒業生を含んでいる})$$

- ・ また、学校基本調査全体について、同様の不適切な扱いがないか確認し、必要な修正を行うとともに、**学校基本調査以外の調査についても同様の取扱いがないか確認。**

3 学校基本調査以外の調査の状況

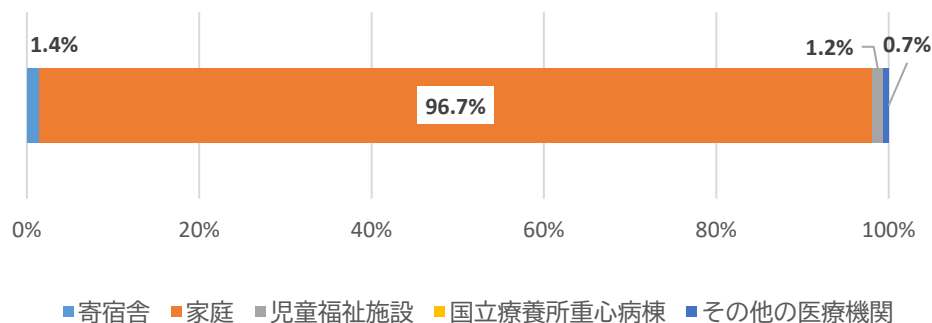
- 今回の事案を受け、学校基本調査以外の調査において、特別支援学校の扱いについて同様に改善を図るべきものや見直しの検討が考えられるものがないか、担当局及び大臣官房において調査を実施した。この結果、**次に掲げる調査においては、次期の調査実施までに、学校現場の負担にも配慮しながら、見直しを行い、必要な措置を講ずる予定。**

- ・ 公立学校施設の老朽化状況調査
- ・ 薬物乱用防止教室の開催状況調査
- ・ 学校保健統計調査
- ・ 教員免許状授与件数等調査
- ・ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ・ 高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査
- ・ 農山漁村体験活動実施状況等調査（内閣官房共同実施）
- ・ 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究
- ・ 中学校技術・家庭科（技術分野）／高等学校情報科の指導体制等に関する調査
- ・ 高等学校教育の改革に関する推進状況調査
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
- ・ 学校給食実施状況等調査
- ・ **子供の学習費調査**
- ・ 英語教育実施状況調査
- ・ 私立高等学校等初年度授業料等調査

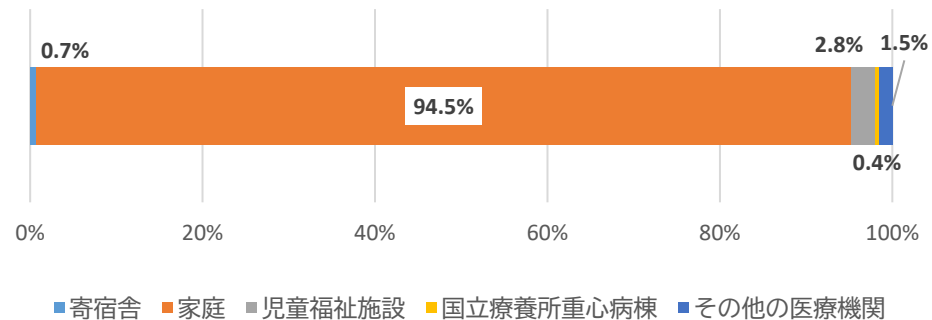
特別支援学校における在籍者数(通学状況別)

令和7年5月1日現在

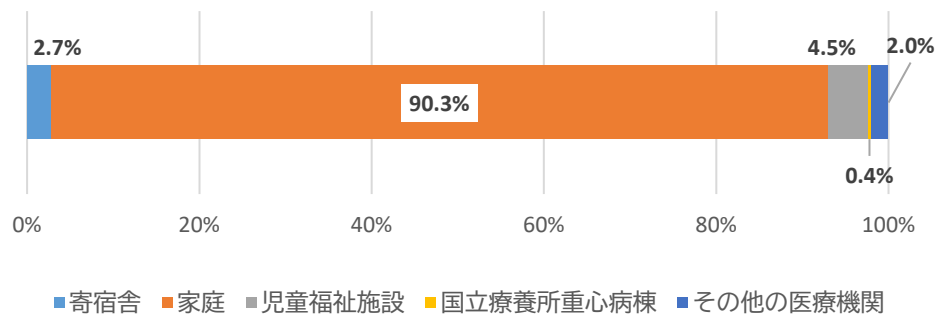
幼稚部 (n=1,055)



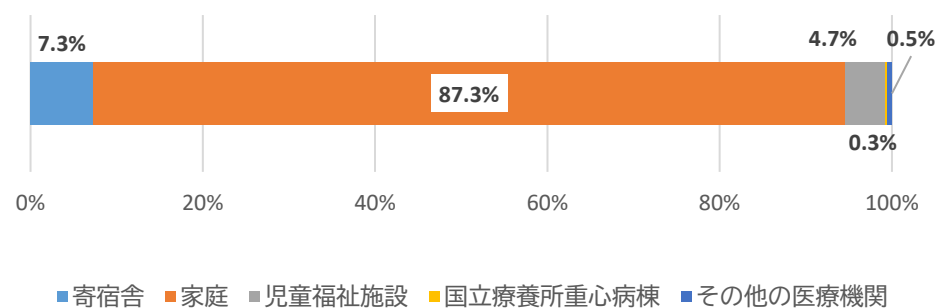
小学部 (n=55,487)



中学部 (n=34,984)



高等部 (n=67,384) (※本科の他、専攻科を含む)



※ 「児童福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定する施設のうち、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設。
 ※ 「国立療養所重心病棟」とは、児童福祉法第27条第2項の規定により、重症心身障害児を收容するために厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関。

出典：令和7年度学校基本調査（文部科学省）

特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和8年度予算額
(前年度予算額)

113億円
127億円)



文部科学省

背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

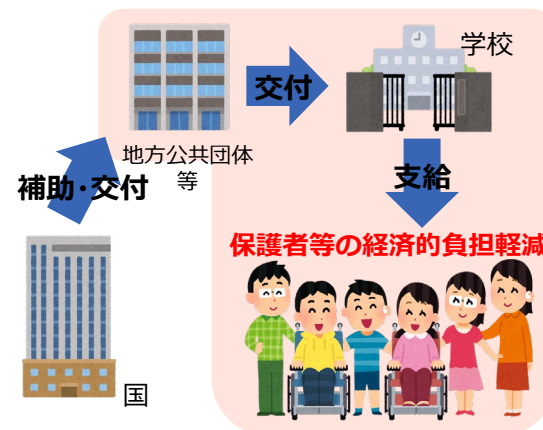
事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

※令和8年度より、小学校段階での学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」が創設されることに伴い、従来本補助金において支援していた公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童の学校給食費(約14億円)は対象外となる。

ただし、特別支援学校小学部に在籍する児童の学校給食費については、法律補助を優先するため、引き続き、負担金にて支援。

◆支給イメージ



支援対象

- 国公立に在籍する
- ・特別支援学校の幼児児童生徒
 - ・小中学校の特別支援学級の児童生徒
 - ・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を除く

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2

特別支援教育就学奨励費制度について

- ・負担金、交付金は、本法令を根拠として運用（法律補助）
- ・補助金は、毎年度の予算を根拠として運用（予算補助）

○特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)

(国及び都道府県が行う就学奨励)

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の（中略）公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（中略）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- 一 教科用図書の購入費
 - 二 学校給食費
 - 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費
 - 四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - 五 修学旅行費
 - 六 学用品の購入費
- 高等部
小学部・中学部

負担金の支出根拠規定

- 2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
- 4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

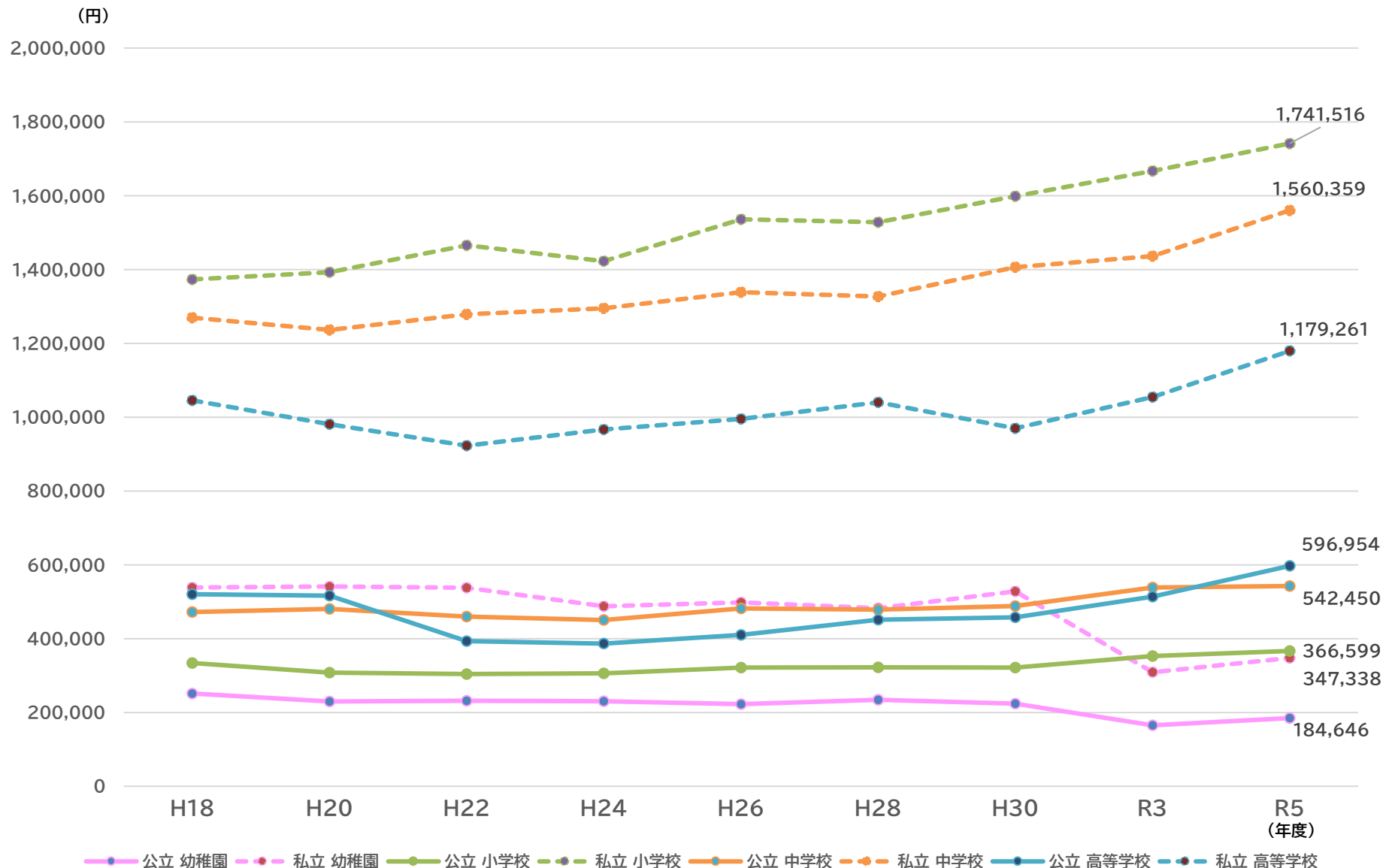
交付金の支出根拠規定

(国の負担)

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

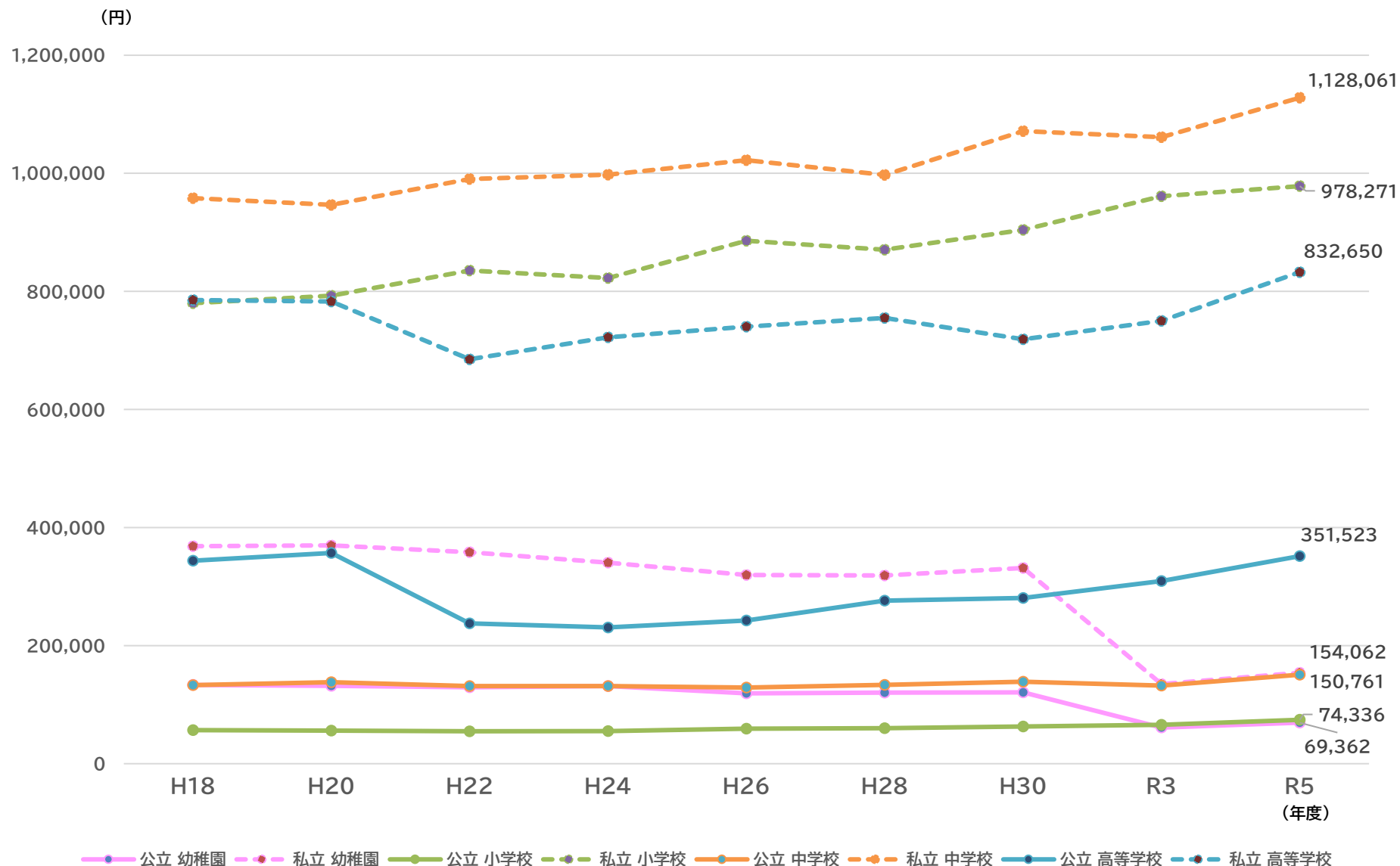
限度額の範囲内

○「学習費総額」の推移



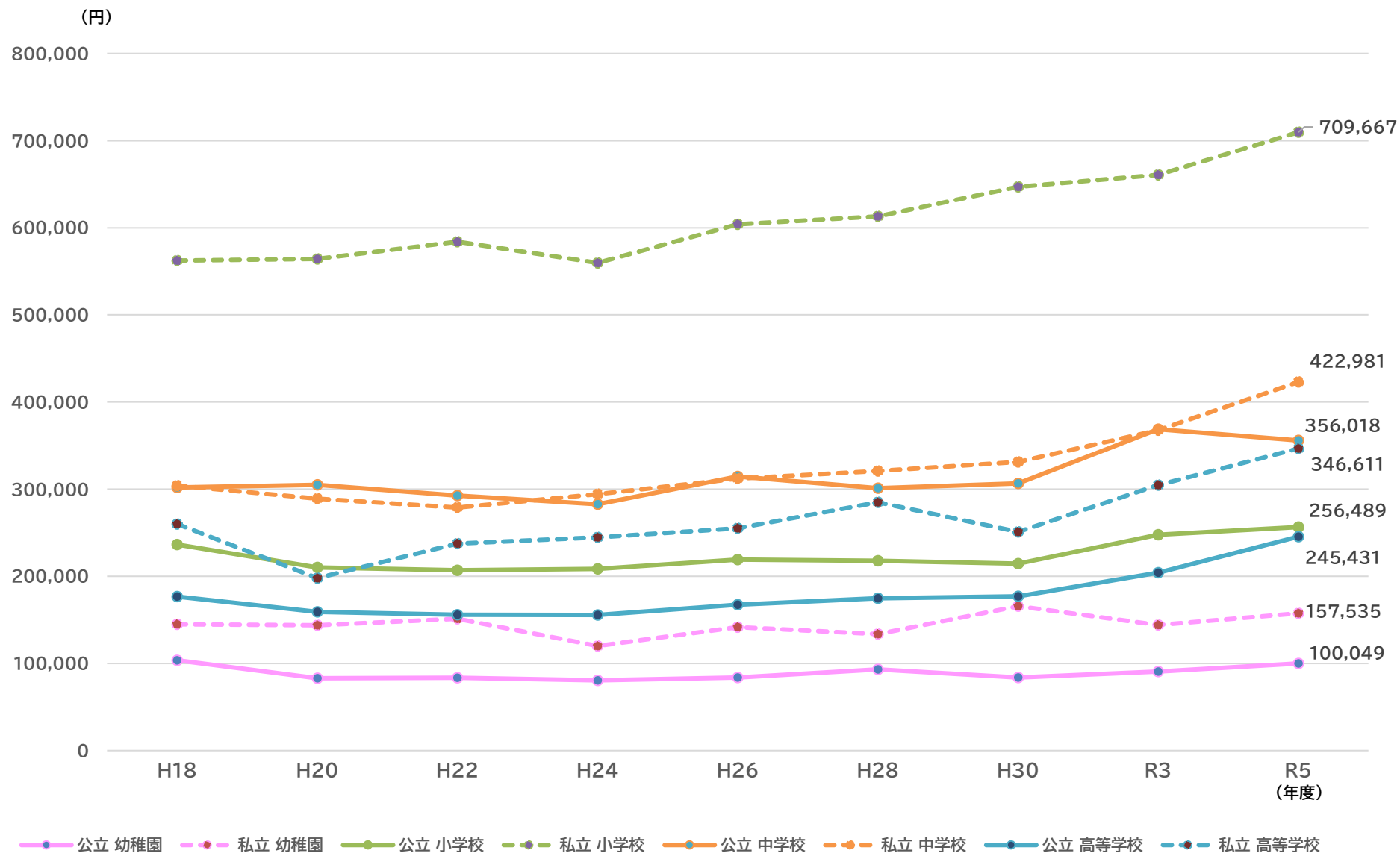
※ 前回調査（令和3年度）において、調査事項を一部変更しており、それ以前の調査結果とは単純比較できないことに留意。

○「学校教育費」の推移



※ 前回調査（令和3年度）において、調査事項を一部変更しており、それ以前の調査結果とは単純比較できないことに留意。

○「学校外活動費」の推移



※ 前回調査（令和3年度）において、調査事項を一部変更しており、それ以前の調査結果とは単純比較できないことに留意。